

この度、3月6日に要望書に対する回答がありましたので、要望事項と大阪市からの回答を掲載します。

なお、個々の項目に対する回答は、各回答に記載の担当部署が作成をしています。また、項目番号に枝番を付しているものがありますが、1つの項目に複数の要望が含まれていた場合であり、下線が引かれている要望に対して担当部署が回答をしています。

今後も障がいのある人たちが、地域で安心して暮らすことができるように要望をしていきたいと考えています。

◆要望事項と大阪市からの回答◆

1	項目	橋下元市長が明言された、大阪市所有施設の空きスペースを活用した障がいの者の総合福祉センターの設置については、表明以降5年が経過するも未だにその計画年次等が明らかではありません。早急に提示されたい。 また、それが設置に当たっては広く市内の障がい者団体の意見を聴取するよう要望する。
	回答	【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081 障がいの者の総合福祉センターの設置については、以前よりご要望いただいているところであります。 本市において、現在のところ、設置予定はありませんが、今後とも、大阪市身体障害者団体協議会等のご意見をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

2	項目	昨年3月に策定された大阪市障がい者支援計画・第5期大阪市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画についての着実な実行を要望する。 また、全市職員に対する障がい者についての理解を深めるための「あいサポート」等を含めた研修を、より一層充実したものとして実施することを要望する。
	回答	【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8071 本市では、障害者基本法の「すべて国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」という基本理念の

2	回答	もと、個人としての尊重、社会参加の機会の確保、地域での自立生活の推進を基本方針として、大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会における検討を経て、「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を平成30年3月に策定し、取組みを進めているところです。 計画の推進にあたっては、大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会等において、各施策の実施や改善などの状況確認や評価を継続的に行いながら、施策の推進に努めております。 本市職員に対する研修については、平成30年度から、各所属の「あいサポート研修」の実施に取り組んでいるところです。 また、積極的にあいサポート運動に取り組んでいただける企業・団体の募集について、「障害者差別解消法」の普及啓発とともに、同運動の周知に取り組んでいるところです。 今後も、市職員の障がいに関する理解を深めるため、研修の充実などを図るよう、引き続き、取組みを進めてまいります。
	項目	障がいがある人もない人も共に暮らしていきやすい街づくりを推進していくために、大阪市においても差別解消条例を制定するよう要望する。 なお、その制定に当たっては検討委員会を設置し、そこに市内居住の障がい者が当事者としてより多く参加できるよう、合わせて要望する。
3	回答	【担当】 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8075 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」の施行に併せ、大阪府においては「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下、「府差別解消条例」）」が施行されております。 府の条例は本市においても適用され、法に規定する「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」並びに「啓発活動」を車の両輪として障がい者差別の解消を推進することとしており、府と府下市町村の役割分担が明確
	項目	